



# 首長一〇年を体験して忘れないできごと（パート1）

佐呂間町 前町長 堀 次郎

## はじめに

私は二〇〇八（平成二〇）年九月十一日をもつて、五期二〇年間の町長職から解放され、その後、家庭菜園・釣り・ゴルフ・牡蠣の燻製などで自由な時間を費やしていた、昨年の十二月のある日突然、中出孝一氏から電話が掛かってきた。用件は中出氏が常務として勤務されている北海道地域農業研究所で年四回発行している会報「地域と農業」への投稿依頼であつた。中出氏曰くには「行政の皆さんのが興味を持つて貰えるような記事を多くしたいのです」とのことであった。

中出氏とは大学の同窓でもあり、彼が北海道農業協同組合中央会北見支所長時代に何かと世話にもなつていたこと也有つて、断る事も出来ず、己の浅学非才をも省みず引き受けてしまつた次第である。

したがつて、私が町政執行に携わつてきた二〇年間の中、特に印象に残つている事例について随想形式で四回に分けて書いて

## 堀 次郎（ほり じろう）氏



昭和13年7月 石川県金沢市生まれ  
昭和20年8月 大阪より佐呂間村浪速へ両親と開拓者として入植  
昭和42年3月 帯広畜産大学獸医学科卒業  
昭和42年4月～44年4月 十勝清水農協（獸医師）勤務  
昭和44年5月～53年3月 佐呂間町農業共済組合 獣医師）勤務  
昭和53年4月～63年8月 堀家畜医院開業  
昭和51年8月～59年6月 佐呂間町議会議員（3期）  
昭和63年9月～平成20年9月 佐呂間町長（5期）

### 【主な団体歴】

平成11年5月～20年9月 網走支庁管内町村会会长  
平成19年5月～20年9月 北海道町村会副会长  
平成9年4月～20年9月 北海道簡易水道等環境整備協議会会长  
平成18年6月～20年9月 全国簡易水道協議会会长 など

みたい。至らない点が多々あろうかと思われるがどうかご容赦ねがいたい。

## 「アジアで始めての狂牛病（BSE）が佐呂間町生まれの牛」

一〇〇一（平成十三）年九月十一日の夜、北海道に大型低気圧が上陸し、網走管内が暴風雨圏内にあつて我が町でも被害が予想されたため管理職を動員し、全町内の危険箇所の把握に出向かせた。我々三役は現地からの報告を待ちテレビの気象状況に目を凝らさせていたその時、突如その画面にはドラマの一画面を思わせるような、あのニューヨークの世界貿易センタービルがテロリストによつて爆破されている映像が飛び込んできた。

ときを同じくして、その翌日、農務課長が「町長大変です、いま畜保健衛生所から連絡があり千葉県で廃用になつた牛が狂牛病を疑われており、その牛が佐呂間町生まれだそうです」との報告であった。

私は既に、臨床獣医師の仕事から離れて十三年も経つているので、狂犬病についての知識は、その予防事業にも携わったのでよく知つていたが、狂牛病に就いての知識は全く無かつたので、直ぐに、母校の大学で教鞭を執つてゐる同級生のI助教に連絡を取り、基礎知識を入手し、更に専門書を読み漁つた。

狂犬病は犬・ネコ・きつね・人などに感染する恐ろしい伝染病として、よく知られている疾病であるが、狂牛病については一九八六年英國で初めて報告されたことから、私も学生時代には狂牛

病に関しての講義は受けた記憶が無かつた。狂牛病という呼び名は、その症状があたかも狂犬病に罹患している犬の症状に似ている事から、そう呼ばれているのである。

したがつて、正しい病名は牛海绵状脳症（BSE : Bovine Spongiform Encephalopathy）であり、この疾患は牛や羊などの反芻動物がBSEやスクレピーに感染した動物の汚染された臓器や、その肉骨粉を摂取した事によつて感染することも初めて知つたのである。

当時はまだ、BSEに対する正しい知識がなく、伝染の危険性のある狂牛病がアジアで初めて、それも日本で発病したこと、それが我が町佐呂間生まれである事が報ぜられたことによつて、マスコミは異常な反応を示し、大挙して佐呂間町に押しかけてきたのである。それはあたかもBSEの根源が佐呂間であり、その犯人を突き止めんばかりの態度であつた。

特に、BSEを疑われた牛の生産者のKさん（当時は既に離農していた）には連日多くの報道関係者が押しかけ、非常識な取材攻撃でKさん夫妻はノイローゼになつたほどであつた。このような状況にあつたため、私はただちに農協とも協議し住民はもとより酪農家および肉牛肥育農家の不安を一日でも早く解消するため文書を全町民に周知した。

## 九月二一日英國での検査結果BSEと確定する

町民の不安を解消するべく先のような通達文を出したが、一週間後には、検査の結果「くろ」との連絡が入つた。この時点で、

残念ながら日本はBSEの汚染国となつたのである。

その後の報道関係者の取材活動には目にする物があつたため、私は報道関係者を町長室に呼び、「あなた方は今回のBSEについての取材先を間違つていませんか？そもそもBSEに感染したと言う事は、その危険性のある肉骨粉の輸入を認めていた農水省、さらには、英國において一九九六（平成八）年三月二〇日に入への感染が報告されていても拘らずその対策を執らなかつた厚生省へ出向き、その実態を明らかにするのが皆さんの使命ではないですか？」とただしたことを見えていた。

しかし、過剰なまでの取材行動は一〇月の後半まで続いたが、二頭目のBSEが同年の十一月二一日に猿払村で、三頭目が十二月二日群馬県宮城村での発病を見るにいたつて、我が町から報道陣の姿は消えたが、日本国内は深刻な事態へと突入して行くのである。

このように日本がBSEの汚染国となつたことによつて、生産者も消費者もパニック状態になつたことは周知のとおりである。特に、BSE国内第一号呼ばわりされた我

#### 緊急回覧 町民の皆さんへ

#### 狂牛病について

町民の皆さんもご承知のとおり、千葉県において「狂牛病」を疑う牛が見つかった事、そしてその牛が佐呂間町で生産されたことが分かつたため、いま日本中が大騒ぎになっています。「狂牛病」の事については、皆さんも既に新聞・テレビ等である程度の知識は得ている事とは思いますが、この病気は今まで日本においては発病した例はありません。この病気は「牛海绵状脳症（BSE）」であります。一般的には「狂牛病」という言葉が使われております。これは今から15年前（1986年）英國で初めて報告されました。

その後ヨーロッパ諸国で発症例が報告され当時は大きな問題として取り上げられました。病気の原因は、プリオンというたんぱく質の異常によるものであり、異常プリオンに感染すると、もともと牛の体内にある正常なプリオンが異常型プリオンに変化し、脳の細胞を萎縮させるため神経症状を引き起こし死亡に至ります。

どうしてこのような病気に罹るかといいますと「狂牛病」に感染している牛の脳・脊髄・眼などを食べた場合に異常プリオンをも体内に取り入れ発症すると言われています。

皆さんもご承知のとおり、牛は草食動物なのにどうして他の牛の脳や脊髄などを食べるのか不思議に思うかもしれません、実は屠場で処分したとき人間が食べない部分（頭蓋骨・骨・内臓・肩肉など）を油で揚げて粉末にします。これを「肉骨粉」と称し、これを動物のカルシュームや蛋白源として利用されているのが現状であり、これらは当然牛にも与えられているために「狂牛病」の病原体を持った牛がその原料にされた場合には、その飼料を食べさせられた牛は「狂牛病」に感染する可能性が生じます。

しかし、この病気は正常牛が病原体を含んだ肉骨粉を食べて直ぐに発病することなく、2年～8年位後になって発病することが多いといわれております。もしも、このような飼料が日本に輸入され、多くの牛に食べさせていたとするならば、この病気は日本中どこで発病しても不思議ではありませんが、一応行政指導では1996年以降は、牛の飼料として「肉骨粉」を与える事は禁止されています。

今回の場合は「狂牛病」疑いがあると言うだけで正確な判定が下った訳ではなく、現在検体を英國獣医研究所へ送り詳しい検査を依頼している最中でありますので、現段階では大騒ぎする事はありません。しかし、万が一の事を考え、北海道では全道127万頭近い牛を近日中に臨床検査をする事になっております。また、佐呂間町においても網走家畜保健衛生所が中心になって9月13日より検査作業を行っております。また、現在与えられている飼料についても追跡調査をしておりますが、英國での検査結果が「しろ」である事を願っております。

いずれにいたしましても、現時点での牛肉や牛乳および乳製品については心配ありませんので余り神経質にならないでいただきたい。

が町としては、直ちに“BSE対策本部”を立ち上げその対策に没頭した。この問題は町単独で解決できるような生易しい問題ではないため、農業団体とも連携し農水省・厚生省・道に幾度と無く足を運び、国の責任で一日も早い解決策を打ち出し、生産者並びに消費者の不安の解消に全力を投げるべく求めた。

私達が十月四日国に要請に行つた時、当時、武部農水大臣の第一秘書をされておられた今は亡き棚川氏が私に対しても「町長は獸医師でもあるからどうしたら良いのか考えを聞かせて欲しい」と言われたため、私は大変かもしれないが、一番いいのは屠場での全頭検査を実施する事を提案した。また、五日に道庁において、磯田副知事からも棚川氏と同じような質問をされたので、そこでも全頭検査の必要性を訴えたのである。もしも、国がやらないのならば北海道だけでも実施し、北海道から出荷される牛肉は安全であることを証明するべきではとも話した。その数日後、岩手県が国に先駆けて県での全頭検査を打ち出したのであるが、そのような要望が各地から上がり、十月十八日から殺する牛については全頭検査が実施されることとなつた。そのことによつて、十八日以前にと殺され、在庫となつている牛肉については総てが焼却処分されたことは周知のことである。

## 網走管内町村会がBSEの汚染

### イギリス・フランスへの視察

二〇〇二（平成十四）年五月十三日音別町で四頭目のBSE感染牛が出た。このあとどれ程の感染が広がるのか全く検討がつか

ない。そんな不安な日々が続く中、管内町村会では五月十八日から二六日の日程で九名の町村長が、日本より一五年も以前からBSEの大打撃を受けていたイギリス・フランスの実態を知るべく視察を行つた。

視察先はイギリスの環境食糧農林地域省・食肉畜産委員会・肉骨粉リサイクルプラン施設、フランスでは環境エネルギー統制局・酪畑兼業農家・大型スーパー（精肉コーナー）を選んだ。現地へ行つて分かつた事は、既にイギリスにおいて一九八六（昭和六一）年十一月にBSEの発生を確認、二〇〇一（平成十三）年までには一八万二千頭が感染し、同居牛を合わせると四七〇万頭の殺処分がされていた。一方フランスでは一九九一（平成三）年に発生を確認、二〇〇一（平成十三）年までには五八七頭の感染があり、イギリス同様に同居牛の大量殺処分が行われていた。

実態を重く見たイギリス政府は、その原因が肉骨粉の投与であることを突き止め、一九八八（昭和六三）年七月には動物由来のタンパク質の反すう動物への投与を禁止、また一九九三（平成五）年三月からは、哺乳動物由来のタンパク質を全家畜への投与を禁止した。

フランスでも一九九〇（平成二）年十一月に動物由来のタンパク質飼料の牛への投与の禁止、二〇〇一（平成十三）年十一月からは肉骨粉の全家畜への投与の禁止が実行されていた。補償については両国で多少の差はあつたが、イギリスでは農家にBSEと確定診断を下した場合は当該牛の市場価格か公表指標価格の低い方の一〇〇%、と殺された牛がBSE（一）であつた場合は一二五%の補償がされていた。

当初、イギリスではBSEは牛だけの病気であつて、人間には感染しないと言わっていたが、一九九六（平成八）年三月健康保険大臣ドレル氏によつてBSEが人間に感染すると公表された。

二〇〇一（平成十三）年六月までのデータでは、BSEに起因するクロイツフェルト・ヤコブ病に感染し死亡した人は、イギリス九六人（六人生存）・フランス三人・アイルランド一人であつた。

当然のことながら、両国における牛肉の消費は平常時の三〇%にまで落ち込んだと言わっていた。しかし、徹底した検査体制と市販されている総ての牛肉に対し、トレーサビリティの実施により我々が視察した時点では九〇%まで回復していた。

いたにも拘らず、日本国内において酪農畜産の生産者や消費者に對して何らの施策も講じてこなかつた国の対応にはただただ呆れるばかりであつた。

いま、国内におけるBSEの発生頭数は三六頭で平成二一年一月三〇日が最終日となつてゐる。この総ての牛は、肉骨粉の完全使用禁止となつた平成十三年十月四日以前に生まれていることからも、BSEの原因は肉骨粉によることは明確である。

日本がBSEの清浄国になるには国際獣疫事務局の定めにより、これから六年の間に一頭も発生しない事が条件である。日本の酪農畜産が何かと問題の多い輸入飼料に頼らない安全安心な国産一〇〇%の飼料で飼育管理ができる日を目指したいものである。

## “BSEに対する日本へのアドバイス”

イギリス・フランス両国においてはBSEが初めて確認された一九八六年以來今日まで計り知れない大きな被害と多くの人間が犠牲になつた。この反省の中から我々に次の二点をアドバイスしてくれた。

一つは、どんなことがあつてもBSEを疑わせるような飼料を牛には絶対に与えないこと。

二つには、生産者並びに消費者に対しては科学的な知見に基づいたBSEに関する正しい情報を第三者機関によつて提供すること。

以上の視察を終えた我々は、ことBSEに関し、ヨーロッパにおいて一九八六（昭和六一）年以降これだけ大きな問題になつて

### 文献引用

『狂牛病』 中村靖彦 岩波新書  
『狂牛病・正しい知識』 山内一也 河出書房新社  
平成十四年度網走管内町村会町村長海外研修報告書  
動物衛生研究所での公開資料（インターネットで検索）